

令和4年度 全国健康保険協会長崎支部 事業計画（案）

令和4年度	令和3年度
<p>（1）基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また健全な財政運営を行う。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制 	<p>（1）基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また健全な財政運営を行う。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。

等の整備を図る。

- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

- KPI: ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする

③ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

④ 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たりの査定額の向上に取り組む。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、今後のレセプト点検体制のあり方について検討するとともに支払基金との連携を強化する。
- ・ 資格点検により無資格受診者を適正に抽出・把握し、医療機関等へのレセプト過誤返戻または被保険者への給付費返還請求を確実に実施する。
- ・ 外傷点検により抽出した外傷等に伴う受診者に対し、「負傷原因の照会」及び「第三者行為による傷病届の提出勧奨」を促進し、業務上等による被保険者への保険給付等返還請求及び加害者に対する損害賠償請求を確実に実施する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

- KPI: ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.2%以上とする

③ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

④ 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について支部の重点会議等を活用し重点的に審査を行う。

⑤ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、システム点検の効率的な活用や点検員のスキルアップにより効果的な内容点検を推進し、査定率向上に取り組む。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の新システム導入等による改革の効果を踏まえ、内容点検のあり方を検証するとともに支払基金との連携を強化する。
- ・ 資格点検により無資格受診者を適正に抽出・把握し、医療機関等へのレセプト過誤返戻または被保険者への給付費返還請求を確実に実施する。
- ・ 外傷点検により抽出した外傷等に伴う受診者に対し、「負傷原因の照会」及び「第三者行為による傷病届の提出勧奨」を促進し、業務上等による被保険者への保険給付等返還請求及び加害者に対する損害賠償請求を確実に実施する。

- KPI: ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

※電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、

⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。
 - KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする
- #### ⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進
- ・ 審査手順の標準化を推進する。
 - ・ 受領委任払制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する文書催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届及び任意継続被保険者証未回収データを活用した電話催告を強化する。
- ・ 資格喪失届時の保険証添付の周知徹底を図るために、未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書送付及び各種研修会・説明会による周知活動を強化する。
- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整※1 により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**93.4%**以上とする

⑨ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの保険証利用促進のための周知等を行う。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

⑩ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **93.4%**以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの保険証利用促進のための周知等を行う。

⑪ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

（２）戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

- ① 第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）
- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
（支部上位目標：35歳以上の被保険者の虚血性心疾患発症率を平成28年度0.06%から0.05%に改善させる。）
 - ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。
- i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：183,841人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 63.5%（実施見込者数：116,800人）
 - ・事業者健診データ 取得率 11.2%（取得見込者数：20,500人）
 - 被扶養者（受診対象者数：50,048人）
 - ・特定健康診査 実施率 34.0%（実施見込者数：17,000人）
 - 健診の受診勧奨対策
 - 生活習慣病予防健診
 - ・健診機関との連携を強化し、健診促進経費を活用した受診勧奨を強化する。
 - ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、被保険者の健診

（２）戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

- ① 第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）
- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
（支部上位目標：35歳以上の被保険者の虚血性心疾患発症率を平成28年度0.06%から0.05%に改善させる。）
 - ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。
- i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：190,128人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 61.6%（実施見込者数：117,200人）
 - ・事業者健診データ 取得率 10.5%（取得見込者数：20,000人）
 - 被扶養者（受診対象者数：53,502人）
 - ・特定健康診査 実施率 32.8%（実施見込者数：17,550人）
 - 健診の受診勧奨対策
 - 生活習慣病予防健診
 - ・健診機関との連携を強化し、健診促進経費を活用した受診勧奨を強化する。
 - ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、被保険者の健診受診を促進する。

受診を促進する。

・「健診・保健指導カルテ」等の活用により**実施率**への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

● 事業者健診データの取得

・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、事業者健診データ取得を促進する。

・事業者健診データの取得促進に向けて、**県労働局との連携など関係団体に対する働きかけを行う。**

また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

・「健診・保健指導カルテ」等の活用により**実施率**への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ、効果的・効率的な事業者健診データ取得を促進する。

・外部委託業者等を活用する等、効率的な事業者健診データ取得に務める。

● 特定健康診査

・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市町との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。

・協会けんぽの特定健診対象者へ市町が実施する特定健診とがん検診の集団健診で受診できるように市町と調整し案内を行う。

・オプション健診など付加価値を活用した支部主催の集団健診を実施し、加入者の特性やニーズに対応した取組を進め、受診者の増加を図る。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を**63.5%**以上とする

・「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

● 事業者健診データの取得

・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、事業者健診データ取得を促進する。

・支部幹部のトップセールスにより、事業所訪問による勧奨を実施し、事業者健診データ取得に務める。

・「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ、効果的・効率的な事業者健診データ取得を促進する。

・外部委託業者等を活用する等、効率的な事業者健診データ取得に務める。

● 特定健康診査

・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市町との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。

・協会けんぽの特定健診対象者へ市町が実施する特定健診とがん検診の集団健診で受診できるように市町と調整し案内を行う。

・オプション健診など付加価値を活用した支部主催の集団健診を実施し、加入者の特性やニーズに対応した取組を進め、受診者の増加を図る。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 61.6%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 10.5%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を 32.8%以上とする

- ②事業者健診データ取得率を 11.2%以上とする
- ③被扶養者の特定健診実施率を 34.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：28,147人）
 - ・特定保健指導 実施率 32.9%（実施見込者数：9,250人）
 - （内訳）協会保健師実施分 18.3%（実施見込者数：5,150人）
 - アウトソーシング分 14.6%（実施見込者数：4,100人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,598人）
 - ・特定保健指導 実施率 26.3%（実施見込者数：420人）
- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日初回面談の実施をより一層推進する。
 - ・協会保健師等が実施する初回面談後の継続支援について、外部委託を実施する。
 - ・情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
 - ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、保健指導の利用を促進する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 32.9%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 26.3%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：27,714人）
 - ・特定保健指導 実施率 28.9%（実施見込者数：8,000人）
 - （内訳）協会保健師実施分 17.0%（実施見込者数：4,700人）
 - アウトソーシング分 11.9%（実施見込者数：3,300人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,509人）
 - ・特定保健指導 実施率 22.7%（実施見込者数：342人）
- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日初回面談の実施を推進する。
 - ・協会保健師等が実施する初回面談後の継続支援について、外部委託を実施する。
 - ・情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
 - ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、保健指導の利用を促進する。

- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 28.9%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 22.7%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨

- ・健診を受診した結果、血圧や血糖値が一定以上でレセプトにより医療機関への受診の確認ができない者に対し、面接や電話等による受診勧奨を行い、医療機関受診率を高める。
(一次勧奨(本部)後の二次勧奨(支部) 実施予定人数 **2,700**名)
- ・長崎支部のデータヘルス計画に基づき、LDLコレステロールが高値な者へ、医療機関への受診勧奨を行う。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づき、かかりつけ医と連携し、糖尿病等の重症化予防に取り組む。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**12.4%**以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・長崎県と共同で「健康経営」宣言事業を展開し、宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ・宣言事業所へ職員や保健師が訪問し、事業所単位での健康・医療データの提供について、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールを活用することで、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、取組の質の向上を図る。
- ・「健康経営推進企業」に対するインセンティブを拡充し、宣言事業所数の拡大及び健康経営推進企業数の拡大による取組の質の向上を図る。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を **850** 事業所以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨

- ・健診を受診した結果、血圧や血糖値が一定以上でレセプトにより医療機関への受診の確認ができない者に対し、面接や電話等による受診勧奨を行い、医療機関受診率を高める。
(一次勧奨(本部)後の二次勧奨(支部) 実施予定人数 **2,400**名)
- ・長崎支部のデータヘルス計画に基づき、LDLコレステロールが高値な者へ、医療機関への受診勧奨を行う。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づき、かかりつけ医と連携し、糖尿病等の重症化予防に取り組む。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**11.8%**以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○健康宣言事業所数 700 事業所

- ・長崎県と共同で「健康経営」宣言事業を展開し、宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ・宣言事業所へ職員や保健師が訪問し、事業所単位での健康・医療データの提供について、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールを活用することで、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、取組の質の向上を図る。

- KPI：健康宣言事業所数を **700** 事業所以上とする

v) その他保健事業

- ・長崎県歯科医師会と連携し、「健康経営」宣言事業所等の被保険者（35歳以上）に対して歯周病検査等の歯科健診を実施し、啓発・予防及び健診後に治療することにより、歯科疾患の改善だけでなく、関連する生活習慣病改善にもつなげる。併せて健診実施後の受診行動及び行動変容を促し、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。
- ・協定（覚書）を締結した長崎県、長崎市、大村市、長崎県歯科医師会及び長崎県国民健康保険団体連合会等と連携し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。
- ・保健事業の取組事例を、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて、行政機関や他の保険者と共有し、連携強化を図る。

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉

- ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査に基づき、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。
- ・本部が作成した全支部共通の広報素材を活用しつつ、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
- ・ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシ等を作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、TVCMやYouTube等の動画を活用した広報を行う。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- ・健康保険委員委嘱者数の拡大を図るとともに、加入者に直接届く広報としてメールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。
- ・長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。
- ・関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する研修会等を利用し、直接事業主等へ情報発信する。

- KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48.1%以上とする

③ ジェネリック医薬品の使用促進〈I、III〉

- ・「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し、長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見発信するとともに、使用促進に向けて長崎県等と連携した取組を実施する。
- ・医療機関や薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータや「医療機関・薬局向け

v) その他保健事業

- ・長崎県歯科医師会と連携し、「健康経営」宣言事業所等の被保険者（35歳以上）に対して歯周病検査等の歯科健診を実施し、啓発・予防及び健診後に治療することにより、歯科疾患の改善だけでなく、関連する生活習慣病改善にもつなげる。併せて健診実施後の受診行動及び行動変容を促し、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。
- ・協定（覚書）を締結した長崎県、長崎市、大村市、長崎県歯科医師会及び長崎県国民健康保険団体連合会等と連携し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。
- ・保健事業の取組事例を、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて、行政機関や他の保険者と共有し、連携強化を図る。

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉

- ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査に基づき、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。
- ・ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシ等を作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、TVCMやYouTube等の動画を活用した広報を行う。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- ・健康保険委員委嘱者数の拡大を図るとともに、加入者に直接届く広報としてメールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。
- ・長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。
- ・関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する研修会等を利用し、直接事業主等へ情報発信する。

- KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46.5%以上とする

③ ジェネリック医薬品の使用促進〈I、III〉

- ・「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し、長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見発信するとともに、使用促進に向けて長崎県等と連携した取組を実施する。
- ・医療機関や薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータや「医療機関・薬局向け

見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて厚生局や長崎県、関係機関等への働きかけを行う。

- ・ 各種健康づくりイベントにおいて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、加入者に対して使用促進を図る。
- ・ 健康保険委員を通じて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、事業主と加入者に対して使用促進を図る。
- ・ ジェネリック医薬品軽減額通知サービス事業の実施にあわせて、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者に対して使用促進を図る。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする
※ 医科、DPC、歯科、調剤

④ インセンティブ制度の着実な実施<Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて厚生局や長崎県、関係機関等への働きかけを行う。

- ・ 各種健康づくりイベントにおいて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、加入者に対して使用促進を図る。
- ・ 健康保険委員を通じて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、事業主と加入者に対して使用促進を図る。
- ・ ジェネリック医薬品軽減額通知サービス事業の実施にあわせて、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者に対して使用促進を図る。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする
※ 医科、DPC、歯科、調剤

④ インセンティブ制度の着実な実施<Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

⑤ 支部で実施した好事例の全国展開<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するため、既存の枠組みに捉われない斬新な取組かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。

⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議 や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

⑥ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 本部から提供された基礎情報を活用し、医療費等の地域差を中心に分析を行い、分析結果についてはホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議 や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療費データ等の分析

- ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を行う。
- ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
- ・ 長崎県国民健康保険団体連合会と連携し、県内の市町単位の医療費及び健診結果の分析を行い、その結果を保険者協議会及び保険者協議会の企画分析部会、保健事業部会等において活用し、現状把握と今後の連携した事業展開について検討を図る。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

- ・医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を行う。
- ・長崎県国民健康保険団体連合会と連携し、県内の市町単位の医療費及び健診結果の分析を行い、その結果を保険者協議会及び保険者協議会の企画分析部会、保健事業部会等において活用し、現状把握と今後の連携した事業展開について検討を図る。

(3) 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

- ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
 - ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく人員配置に即した体制を構築する。また、業務の効率化等の状況も踏まえ配置の見直しについて検討する。
- ② 人事評価制度の適正な運用
 - ・幹部職員の役割と責任の再確認を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。
 - ・職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。
 - ・支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。
- ③ OJTを中心とした人材育成
 - ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
 - ・支部内において、本部研修受講後の伝達研修を実施することにより、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成し、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材を育成する。
 - ・オンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。
- ④ 支部業績評価の実施
 - ・他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部運営の推進を図る。

(3) 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

- ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
 - ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく人員配置に即した体制を構築する。また、業務の効率化等の状況も踏まえ配置の見直しについて検討する。
- ② 人事評価制度の適正な運用
 - ・幹部職員の役割と責任の再確認を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。
 - ・職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。
 - ・支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。
- ③ OJTを中心とした人材育成
 - ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
 - ・支部内において、本部研修受講後の伝達研修を実施することにより、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成し、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材を育成する。
 - ・オンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。
- ④ 支部業績評価の実施
 - ・他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部運営の推進を図る。

Ⅱ) 内部統制に関する取組

① リスク管理

- ・ 大規模自然災害等や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。
- ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

② コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、支部ハラスメント相談員・本部相談員・外部相談窓口が設置されていることの周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。

Ⅲ) その他の取組

① 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。

Ⅱ) 内部統制に関する取組

① リスク管理

- ・ 大規模自然災害等や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。
- ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

② コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

Ⅲ) その他の取組

① 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。

令和4年度 KPI 一覧

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	令和4年度 KPI	令和3年度 KPI		令和2年度末結果	
	赤字は支部で設定する目標値、()内は全国目標値	全国	長崎支部	全国	長崎支部
1. サービス水準の向上	① サービス標準の達成状況を 100% とする	100%	100%	99.5%	100%
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5% (95.5%) 以上とする	95.0%	95.2%	94.8%	95.2%
2. 効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について 対前年度以上 とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額	対前年度以上	対前年度以上	0.318%	0.297%
	② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度以上 とする	対前年度以上	対前年度以上	5,377円	4,528円
3. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について 対前年度以下 とする	対前年度以下	対前年度以下	1.12%	0.72%
4. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度以上 とする	対前年度以上	対前年度以上	92.41%	95.02%
	② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を 対前年度以上 とする	対前年度以上	対前年度以上	53.40%	80.70%
5. 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4% (93.4%) 以上とする	92.7%	93.4%	91.3%	92.3%

3. 組織体制関係

具体的施策	令和4年度 KPI	令和3年度 KPI		令和2年度末結果	
	赤字は支部で設定する目標値、()内は全国目標値	全国	長崎支部	全国	長崎支部
1. 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20% 以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が年間4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする	20%以下	20%以下	15.5%	0%

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	令和4年度 KPI	令和3年度 KPI		令和2年度末結果	
	赤字は支部で設定する目標値、()内は全国目標値	全国	長崎支部	全国	長崎支部
1. 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を 63.5% (61.2%) 以上とする	58.5%	61.6%	51.0%	54.9%
	② 事業者健診データ取得率を 11.2% (9.1%) 以上とする	8.5%	10.5%	8.0%	10.5%
	③ 被扶養者の特定健診実施率を 34.0% (33.2%) 以上とする	31.3%	32.8%	21.3%	22.7%
2. 特定保健指導の実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を 32.9% (30.1%) 以上とする	25.0%	28.9%	15.4%	20.7%
	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 26.3% (9.0%) 以上とする	8.0%	22.7%		
3. 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4% (12.4%) 以上とする	11.8%	11.8%	10.1%	9.9%
4. コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 850 事業所 (64,000事業所) 以上とする	57,000事業所	700事業所	56,749事業所	524事業所
5. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 48.1% (48%) 以上とする	46.0%	46.5%	45.3%	46.2%
6. ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で 対前年度以上 とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤	対前年度以上	対前年度以上	80.4%	82.5%
7. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	全支部	実施	30支部	実施